

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第11回）

日 時：令和2年4月24日（金）
15時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- 1 県内の感染状況について 資料1

- 2 大型連休に際しての取組みについて（県・市町村）
資料2-1 資料2-2 資料2-3 資料2-4
資料2-5 資料2-6

- 3 大型連休に際しての要請について 資料3

- 4 5月7日以降の学校の臨時休業について 資料4

- 5 その他
 - ・岐阜県美術館 新型コロナウイルス感染症対応の取組みについて 資料5

5月7日以降の学校の臨時休業について

1 臨時休業の延長

○5月31日（日）まで県立高校・特別支援学校の臨時休業を延長

- ・学校再開にあたっては、児童生徒の安全確保の観点から、大型連休中の外出・移動の抑制の効果や、その後の感染者の発生状況等を慎重に見極める必要がある。
- ・県内の10市町において小中学校等の臨時休業を5月31日（日）まで延長している。

○その他の県立学校（以下12校）の臨時休業を延長

※ その他の県立学校：12校

国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、情報科学芸術大学院大学、農業大学校、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー、衛生専門学校、多治見看護専門学校、下呂看護専門学校、岐阜県立看護大学、障がい者職業能力開発校、消防学校

○市町村、私立学校及び大学等高等教育機関の臨時休業の延長を要請

- ・市町村、私立学校及び大学等高等教育機関の設置者に対しても、5月31日（日）まで、臨時休業を延長するよう要請する。

○幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等の臨時休園・閉所の延長を要請

- ・幼稚園、保育所、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等について、市町村並びに施設設置者に対し、5月31日（日）まで、臨時休園・閉所を延長するよう要請する。
- ・ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要である。そのため、こうした方々に対しては、継続して受入れの体制を取っていただくよう、市町村及び施設設置者に対し、併せて要請する。